

第七十九回
帝國議會
貴族院
所得稅法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

第七十九回
貴族院議會

所得稅法中改正法律案特別委員會議事述記錄卷

四

所得稅法中改正法律案(政)	相續稅法中改正法律案(政)
法人稅法中改正法律案(政)	織物消費稅法中改正法律案(政)
所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案 (政)	物品稅法中改正法律案(政)
電氣瓦斯稅法案(政)	廣告稅法案(政)
馬券稅法案(政)	印紙稅法中改正法律案(政)
臨時利得稅法中改正法律案(政)	特別法人稅法中改正法律案(政)
營業稅法中改正法律案(政)	臨時租稅措置法中改正法律案(政)
戰時災害國稅減免法案(政)	國庫出納金端數計算法中改正法律案(政)
所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法 律案(政)	地方分與稅法中改正法律案(政)
委員氏名	委員長
	伯爵樺山 愛輔君
副委員長	男爵松岡 均平君
	公爵島津 忠重君
侯爵大隈 信常君	侯爵井上 三郎君
子爵青木 信光君	關屋貞三郎君
子爵大河内輝耕君	子爵野村 益三君

子爵綾小路 忠方君
中川 健藏君
平塚 廣義君
吉田 茂君
内田 重成君
柴田善三郎君
田邊 治通君
男爵大森 佳一君
男爵中御門經民君
三浦 新七君
松村 義一君
堀 啓次郎君
野村 德七君
下出 民義君
中島徳太郎君
上野喜左衛門君
男爵古市 六三君
金曜日 午後二時三
（君）ソレデハ是ヨ
ス、大藏大臣ノ説明
） 本委員會ニ付託
中改正法律案外十六
ア、提案ノ理由ヲ説
本會議ニ於キマシ
政府ハ財政ノ需要、
ニ及ス影響等ニ付キ
マシタル上、税制ノ
樹立致シマシテ、曩

ニ早急實施ヲ要スルト認メラレ酒稅其ノ居ルノニアリマスルガ、今回更ニ増加致シテハ、第七十七回帝國議會ニ於キマシテ其マスル臨時軍事費ノ財源ノ一部ニ充テマス爲、直接稅ヲ中心トスル增稅ヲ行ヒ、之ト共ニ必要ナル稅法ノ改正ヲ行フコトトシテ、之ニ關スル各法律案ヲ本議會ニ提案致シマシタ次第デアリマス、今回ノ增稅案ノ作成ニ當リマシテハ、戰時ニ於ケル財政需要ニ對應シテ國庫收入ノ增加ヲ圖リ、之ニ依ッテ戰時財政ヲ強化スルコトガ主眼デアリマスルガ、一面其ノ實行ノ結果ト致シテ購買力ノ吸收、消費ノ抑制ニモ資スルコトデアリマス、ソレ等ノ見地カラ現下ニ於ケル經濟情勢及ビ國民負擔ヲ考慮シツ、分類所得稅ノ増徵ヲ中心ト致シマシテ、各種ノ直接稅ニ付相當稅率ヲ引上ゲマスルト共ニ、現行間接稅ノ一部ニ付キマシテモ、必要ナル増徵ヲ行フコトト致シタノデアリマスルガ、其ノ外ニ電氣瓦斯稅、廣告稅及び馬券稅ヲ創設致シタノデアリマス、尙貯蓄政策ノ圓滑ナル遂行ニ資スル等ノ爲、適當ト認メラル、租稅上ノ措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス、以下今回ノ增稅案ノ內容ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、先づ分類所得稅デアリマスガ、先ニ述ベマシタニ中小工業ノ再編成、並ニ人口及國民保健今次增稅ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、增稅ノ主眼

ヲ之ニ置クコト致シ、廣ク國民ハ其ノ能
力ニ應ジテ戰費ヲ負擔スルコトトシ、一面
ニ購買力ノ吸收ニ資スル見地ヨリ、各種所
得間ノ負擔ノ權衡ニ留意シツ、、税率ノ引
上及ビ免稅點又ハ基礎控除ノ引下ヲ行ヒ、
總額ニ於テ大體五割五分ノ增徵ヲ行フコト
ト致シタノデアリマス、其ノ改正ノ要點ハ
第一ニ税率ノ引上デアリマス、即チ不動產
所得ニ付テハ百分ノ十ヲ百分ノ十六ニ、配
當利子所得ニ付キマシテハ百分ノ十ヲ百分
ノ十五ニ、營業所得ニ付キマシテハ百分ノ
八・五ヲ百分ノ十三ニ、營業以外ノ事業所得
ニ付キマシテハ百分ノ七・五ヲ百分ノ十二ニ、
又勤勞所得ニ付テハ百分ノ六ヲ百分ノ十一
ニ引上ゲルコトニ致シタノデアリマス、之ニ
伴ヒマシテ配當利子所得中ノ國債及地方
債ノ利子、銀行貯蓄預金等ノ利子ニ付テ
モ税率ヲソレバ百分ノ五引上ゲマシ
タ、少額ノ事業所得、山林ノ所得、退職所
得等ニ付キマシテモ適當ナル引上ヲ行フ
コトト致シタノデアリマス、尙不動產所
得ノ税率引上ニ伴ヒ、少額ノモノニ付テハ
負擔ヲ多少緩和スルヲ適當ト認メマシテ、
税率ヲ百分ノ十四ニ致シマシタ、第二ハ不
動產所得ノ免稅點二百五十圓デアリマスル
ヲ百圓ニ下ダマシタ、退職所得ノ控除一萬圓
ヲ五千圓ニ引下ゲタノデアリマス、第三
ハ、右ノ増稅ニ伴ヒ扶養家族多キ者ノ負擔、

ヲ緩和シマスルコトハ負擔ノ衡平ノ見地ヨリ見マシテモ、人口及國民保健政策ノ見地カラ考ヘマシテモ、此ノ際適當ナル措置ト存ゼラレマスルノデ、扶養家族ノ控除額ヲ現行年百五十圓ノ百分ノ八、即チ月一圓デアリマスルノヲ年二百圓ノ百分ノ十、即チ月二圓ニ引上ゲマスルト共ニ、控合所得稅ヲ納ムル者ニ付テモ控除ヲ認ムルコトト致シ、更ニ五人以上ノ子女ヲ有スル所得者ニ對シマシテハ、特ニ控除額ヲ年二百圓ノ百分ノ十八、即チ月三圓ニ致シタノデアリマス、第四ハ、生命保險料ニ付テモ此ノ際控除額ヲ相當程度引上ガルコトヲ適當ナリト認ヌマシテ、現行年二百圓以内ニ於テ拂込保險料ノ百分ノ六トアリマスルノヲ、年二百四十圓以内ニ於テ百分ノ十ト致シタノデアリマス、第五ハ、銀行貯蓄預金、產業組合貯金等ニ付キマシテハ、從來三千圓ヲ限度トシテ所得稅ヲ免除シテ居ルノデアリマスガ、之ニ付テモ貯蓄ノ獎勵、郵便取引ニ因ル所得ニシテ從前課稅セラレナカッタモノガアリマス、之ニ付テモ他ノ所得トノ權衡上新タニ分類所得稅ヲ課スルコトト致シマシテ、株式ノ清算取引ヨリ生ジタル所得ヨリ三千圓ヲ控除シタル殘額ニ對シ百分ノ二十五乃至百分ノ五十五ノ稅率ニ依リニ課稅スルコトト致シタノデアリマス、尤モ此ノ課稅ハ昭和十八年分ヨリ行フノデアリマス、次ニ綜合所得稅ニ付キマシテハ、第

認メマシテ三千圓ト致シタノデアリマス、
第一ニ税率ニ付キマシテハ、現行法ニ於ケ
ル税率ガ既ニ相當高率ノ課稅ヲ爲シテ居リ
マスル點ヲモ考ヘマシテ、大體二割ノ引上
ヲ行フコトト致シ、三千圓ヲ超ユル部分ニ
對スル百分ノ六乃至五十萬圓ヲ超ユル部分
ニ對スル百分ノ七十二ノ税率ニ於テ課稅ス
ルコトト致シタノデアリマス、右ノ税率引
上ニ對應致シマシテ、公社債、銀行預金ノ
利子等ニ付テ源泉課稅ヲ選擇シタル場合ニ
於ケル綜合所得稅ノ税率ヲ百分ノ十五ヨリ
百分ノ二十五ニ引上ゲタノデアリマス、第
三ニ配當所得ニ付キマシテハ、分類所得稅
ヲ課スル場合ニ其ノ一割ヲ控除シテ課稅シ、
綜合所得稅ヲ課スル場合ニハ分類所得稅ニ
於テ輕減サレタ稅額ヲ加算シテ居ルノデア
リマスルガ、今回右ノ加算ヲ廢止スルコトト
致シタノデアリマス、次ニ法人稅ニ付テ
ハ、分類所得稅及綜合所得稅ノ增徵トノ權
衡、增稅方經濟界ニ與フル影響等ニ付考慮
致シマシタ結果、所得ニ對スル税率ヲ百分
ノ十八ヨリ百分ノ二十五ニ引上ゲルコトト
致シマシタ、同族會社ノ加算稅率ニ付キマシ
テモ、現行稅率百分ノ二十乃至百分ノ六十
五ヲ、百分ノ二十四乃至百分ノ七十二ニ引
上ゲルコトト致シタノデアリマス、次ニ臨
時利得稅ニアリマスルガ、戰時ニ於ケル超
過利得ニ相當重課スルノ趣旨ヲ以チマシテ
法人臨時利得稅ニ於テハ利得金額ノ區分ヲ
改正スルト共ニ、稅率ヲ百分ノ二十五乃至
百分ノ六十五ニアリマスルノヲ、百分ノ三
十五乃至百分ノ七十五ニ引上ゲタノデアリ
マスガ、一面小法人ニ付キマシテハ從來通
リ稅率ヲソレヽ百分ノ十輕減スルコトト

業年度ノ終了スル法人ニシテ積立金ノ少額ナルモノニ付キマシテハ、其ノ企業ノ基礎ヲ堅實ナラシムル趣旨ヨリ、一定ノ利得ニ對シ税率ノ引上ヲ見合セテ負擔ノ緩和ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、個人ノ臨時利得税ニ付キマシテハ、營業利得ニ對スル税率、現行百分ノ三十二百分ノ三十五ニ引上ガマシタ、又不動産等ノ譲渡ニ因リ利得ヲ得ル者ニ對シ課税ヲ致シマセヌコトハ、負擔平衡平ノ見地カラモ適當ニ非ズト認メラレマスノデ、船舶、鑛業權等ノ譲渡利得ト同様ニ課税スルコトト致シ、税率ハ三者ヲ通じマシテ現行百分ノ二十五ニアリマスクラ百分ノ二十五乃至百分ノ五十五ノ超過累進率ニ改メタノデアリマス、此ノ譲渡利得ニ關スル改正案ハ昭和十八年分ヨリ適用スルコト致シテ居ルノデアリマス、次ニ特別法人税ニ付キマシテハ、一般ノ法人ニ對スル法人税ノ増徴ニ對應シ、產業組合其ノ他ノ特別ノ法人ニ對シテモ負擔ヲ増加スル爲、現行税率百分ノ六ヲ法人税ノ半額、即チ百分ノ十二・五ニ引上ゲマスト同時ニ、森林法ノ改正ニ依リ森林組合及同聯合會ガ出資ヲ有シ、且經濟行爲ヲ爲シ得ルコトガ認メラレルコトトナリマシタノデ、他ノ特別ノ法人トノ權衡上是等森林組合ニ對シマシテモ新タニ本稅ヲ課税スルコトト致シタノデアリマス、次ニ相續稅デアリマスガ、右ニ述べマシタ如ク所得ニ對シ相當ノ増稅ヲ致シマス關係力アリテ、財產ニ對シテモ此ノ際或程度負擔ヲ増加スルコトヲ適當ト認メマシテマス、尙相續稅ニ付キマシテハ、今回ノ增

ムトスルノデアリマス、即チ第一ハ扶養家族アル者ノ負擔ヲ緩和スル爲、控除額ヲ現行千圓ヨリ千五百圓ニ引上ゲタコトデアリマス、第二ニ増稅ニ因リ負擔ガ相當增加致シマス關係上、納稅ノ便ニ資スル爲、不動産ニ依リ物納シ得ベキ稅額ノ範圍ヲ二割程度擴張セムトスルモノデアリマス、次ハ間接稅デアリマスガ、織物消費稅ニ付キマシテハ現在ノ負擔ヲモ考慮シタル上、稅率ヲ百分ノ十ヨリ百分ノ十五ニ引上ダマシタ、尤モ人造絹織物等ノ内一般大衆ノ生活ニ關係ノ深イ織物ニ付キマシテハ、臨時措置トシテ現行稅率百分ノ十ヲ据置クコト致シタノデアリマス、其ノ他物品稅中燐字ニ付テハ現行稅率千本ニ付五錢ヲ千本ニ付十錢ニ引上ゲマシタ、又印紙稅ニ付キマシテハ最近屢次ノ增稅ニ當リ之ガ增徵ヲ致サナカグ點カラ考ヘマシテ、物品切手以外全部付テハ二錢ヲ三錢ニ上ゲマシテ、總稅額ニ於テ七割程度ノ增稅ト相成リマス、次ニ新稅ニアリマスルガ、是ハ電氣瓦斯稅、廣告稅及馬券稅ノ三稅ヲ創設スルコトト致シタノデアリマス、電氣瓦斯稅ハ住宅、商店等ニ於ケル電氣又ハ瓦斯ノ使用ニ付キマシテハ、他ノ消費稅トノ權衡上、應分ノ負擔ヲマシテ住宅、商店、旅館、劇場等ノ用ニ使ノモノニ付キマシテ料金ノ百分ノ十ノ稅率ヲ以テ課稅セムトスルノデアリマス、尙十

六燭ノ定額燈ヲ四個又ハ普通ノ瓦斯七輪ヲ
二個程度使用スル者ニ對シマシテハ、其ノ
料金額ガ一月三圓以上ノ場合ニ於テモ課稅
ヲ致サナイコト相成ツ居リマス、廣告稅
ハ、廣告ハ通常營業ニ關スルモノニアリマ
シテ、之ニ依リ營業上ノ利益ヲ相當增加シ
得ル性質ノモノニアリマスルシ、又營業ニ
關シナイモノニアリマシテモ、斯ウ云フ方面
ニ對スル支出ハ相當擔稅力アリト考ヘラレ
マスルノデ、之ニ付キマシテモ或程度ノ課稅
ヲ爲スヲ適當トシマスト云フ見地カラ致シマ
シテ、廣告ノ性質、徵稅ノ便宜等カラ廣告ヲ二
種類ニ分チマシテ、新聞紙、雜誌等ノ出版物、
汽車、電車等ノ交通運輸機關等ニ於ケル廣告
ヲ第一種ト致シマシテ、「ボスター」、立看板等ヲ
第二種ニ致シマシテ、第一種ノ廣告ニ付テ
ハ料金ノ百分ノ十ヲ取ルコトニ致シマシ
タ、第二種ノ廣告ニ付キマシテハ一定額ノ
稅率ニ依ルコト致シマシタ、例ヘバ「ボ
スター」等ニ付テハ一個ニ付十錢、立看板
等ニ付テハ一個ニ付原則トシテ二十錢ノ稅
率ニ依リ課稅セムトスルモノニアリマス、
次ハ馬券稅ニアリマス、競馬ノ勝馬投票券
ノ賣上ニ對シテハ、從來納付金ヲ納メシメ
テ居ルノデアリマスガ、勝馬投票券又ハ優
等馬票ノ賣上金及其ノ購買者ニ對スル拂戻
金ニ付キマシテハ、此ノ際或程度ノ課稅ヲ
爲スヲ適當ト認メマシテ、本稅ヲ創設致シ
マシタ次第アリマス、即チ勝馬投票券ノ
賣上金ニ付キマシテハ百分ノ七、優等馬票
ノ賣上金ニ付キマシテハ百分ノ十ノ稅率ニ依
リ課稅セムトスルモノニアリマス、次ニ臨

時租稅措置法ノ改正ニ付テ申上ガマス、今回ノ増稅案ノ作成ニ當リマシテ、增稅スペキ租稅ノ種類及ビ増稅額ノ決定ニ當リ、經濟上ノ諸政策トノ調和ニ付慎重ナル考慮ヲ拂ッタ次第デアリマスルガ、尙賄蓄ノ増強、生産力ノ擴充、產業ノ再編成政策ノ圓滑ナル遂行ニ資スル等ノ爲、臨時租稅措置法ヲ改正致シマシテ、租稅上必要ナル各種ノ措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス、其ノ第一ハ、戰時下益緊要トセラレマスル國民貯蓄ノ増強ニ資スル爲ノ措置デアリマス、即チ個人ノ長期預金及ビ一定期間据置キタル登錄公社債等ノ利子ニ對スル分類所得稅ヲ百分ノ一乃至百分ノ五輕減スルコトニ致シマシタ、次ニ今回ノ所得稅ノ配當利子所得ニ對スル増稅ハ、金融機關ニ對シ相當影響ヲ及スコトナリマスルノテ、金融機關ノ資金運用ヲ合理的ナラシムルト共ニ、其ノ經營ヲ堅實ニ致シマスル爲、分類所得稅ノ緩和ヲ圖ルコトニ致シマシタ、即チ金融機關相互間ノ預金デアリマシテ、一定ノ條件ヲ具備スルモノニ付テハ分類所得稅ヲ免除シ、又銀行、生命保險會社等ノ保有スル供託會社債又ハ登錄公社債ノ利子ニ對スル分類所得稅ノ税率ヲ百分ノ二乃至百分ノ六輕減セムトスルノデアリマス、其ノ他生命保險會社ニ對シテハ昭和十五年ノ稅制改正ニ於テ株式配當ニ對シ源泉課稅ヲ創設致シマシタ際ニ、從前ヨリ所有スル株式ノ配當ニ對シマシテハ分類所得稅ヲ百分ノ四輕減致シタノデアリマスルガ、今回其ノ輕減ノ程度ヲ多ク致シマシテ、百分ノ五輕減スルコト致シタノデアリマス、第一ハ時局下極メテ重要ナル生産力ノ擴充ニ資スル爲ノ方策デアリマス、即チ法人ノ留保所得ニ對

スル課税輕減ノ制度ヲ擴張シタコトデアリ
マス、現行法ニ於キマシテハ、其ノ法人ガ
所得ノ三割以上ヲ留保シテ、之ヲ生産設備
ノ擴張又ハ國債等ノ保有ニ運用シタ場合ニ
於テハ、其ノ運用金額ノ百分ノ三・六ニ相
當スル法人稅ヲ輕減スルコトニナッテ居ル
ノデアリマスルガ、今回ハ所得ノ一割以上
ヲ留保シテ、同様ノ目的ニ運用シタル場合
ニ於キマシテハ其ノ運用金額ノ百分ノ七・
五ニ相當スル法人稅ヲ輕減スルコトト致シ
タノデアリマス、又配當所得ニ對スル増稅
ガ今後ノ株式拂込ニ與フル影響ヲ緩和シ、
企業ノ擴張ニ便ナラシメマス爲ニ、時局ノ
上カラ緊要ト認メラレマスル產業ヲ營ム會
社等ノ新規拂込株式配當金デアリマシテ、
配當率ガ一定以下ノモノニ對スル分類所得
稅ノ稅率ヲ百分ノ二輕減スルコトト致シマ
ジタ、其ノ他政府保證社債ノ優遇ニ資スル
爲、其ノ利子ニ對スル分類所得稅ノ稅率ヲ
百分ノ一輕減ヲ致シマシテ、地方債ノ場合
ト同ジク即チ百分ノ十四ト致シマシタ次第
デアリマス、第三ハ企業ノ再編成ニ關シ租
稅上必要ト認メラレル、措置ヲ講ジタノデ
アリマス、即チ企業ノ合同整理ハ時局
下愈緊要ト認メラレルノデアリマスガ、
課稅ノ上ニ於テモ其ノ便宜促進ヲ圖リマス
ル見地カラ、法人ガ昭和十八年三月迄ニ事
業ノ統制ノ必要上合併又ハ解散ヲシマシタ
場合ニ於テハ、清算所得ニ對スル法人稅ヲ百
分ノ十五又ハ百分ノ二十二輕減致シマシタ、
又ハ事業ノ統制ノ必要上合併、解散シタル
法人ノ株主等ノ受クル所得稅法第八條ニ規
定スル利益ノ配當ニ付キマシテハ、分類所得
稅ヲ百分ノ五輕減スルコトト致シマシタ、
又昭和十六年又ハ昭和十七年中ニ營業ノ全

部又ハ大部分ヲ廢止シタ個人ニ致シテハ、所得稅及營業稅ノソレハ、輕減又ハ免除スルコトトシ、其ノ他課稅標準ノ計算ニ關スル特例、登錄稅ノ輕減等ニ付キマシテモ規定ヲ設クルコト致シタノデアリマス、以上ノ外統制會社等ガ價格政策ノ必要上設ケヌル價格平衡資金、法人ノ爲ス寄附金等ニ爲、固定資產ノ減價償却年限ヲ適正化スル見込デアリマス、次ニ戰時災害ノ特質ニ鑑ミ、被害者ノ納付スペキ國稅及被害物體ニ對シ課セラルベキ國稅ニ付キマシテ輕減又ハ免除等ヲナス爲、戰時災害國稅減免法ヲ制定シ、又日滿相互關係ノ緊密化ニ伴ヒ、兩國間ノ重複課稅ヲ防止スル爲、所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律ヲ制定スルコトト致シタノデアリマス、以上今次增稅等ニ關スル法律案ニ付キマシテノ御説明デアリマスルガ、今回ノ増稅ニ依リマシテ平年度ニ於テ分類所得稅ノ增加四億二千四百八十餘萬圓、綜合所得稅ノ增加一億六千二十餘萬圓、所得稅合計五億八千五百十餘萬圓、法人稅ノ增加一億四千三百餘萬圓、續稅ノ增加二千四百九十餘萬圓、織物消費稅ノ增加六千百九十一餘萬圓、物品稅ノ增加一千三十餘萬圓、電氣瓦斯稅ノ創設ニ因ル增加一千九百餘萬圓、廣告稅ノ創設ニ因ル增加一千九百二十餘萬圓、馬券稅ノ創設ニ因ル增加一千九十九餘萬圓、印紙稅等印紙收入ノ增加

八百七十餘萬圓ト相成リマスルノデ、結局
平年度約十一億五千五百萬圓、初年度タル
昭和十七年度約九億七千三百萬圓ノ增收ト
ナル見込デアリマス、此ノ昭和十七年度
ノ增收額ハ臨時軍事費追加豫算ノ財源トシ
テ一般會計ヨリ同特別會計ニ繰入レルコト
ト致シテ居ルノデアリマス、以上大體ノ御
説明ヲ申上ゲタ次第デアリマス、何卒御審
議ノ上速カニ賛成セラレムコトヲ希望致シ

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 大藏大臣ハ是
カラ豫算會議ノ方ニ御用ガオアリダサウデ
スカラ、是カラ内務當局ニ分與税法中ノ改
正法案ニ付テ御説明ヲ願ヒタイト考ヘテ居
ルノデアリマス

○政府委員(湯澤三千吾君)　内務大臣出席
出來マセヌノデ、私ヨリ御説明申上ガルコト
ニ致シマス、本委員會ニ付託ト相成リマシタ
地方分與稅法中改正法律案ニ付キマシテ其ノ
概要ヲ御説明申上ゲマス、今回地方分與稅
法ニ付キマシテ改正ヲ必要ト致シマスル理
由ハ、國稅ノ增稅等ニ伴ヒマシテ配付稅ノ
割合ニ付テ當然政正ヲ要スルモノガアリマスル
ト共ニ、地方團體ヲシテ戰爭關係諸經費ノ處
辨ニ支障ナカラシムガ爲ニ、明年度配付稅
ノ總額ヲ増額スルコトトナリマシタガ、配
付稅分與ノ適正ヲ期スル上ニ於キマシテ、
其ノ分與方法中、緊急差措キ難キ數點ニ付
キマシテ改正ヲ加ヘムトスルモノデアリマ
ス、而シテ右改正ハ大體五項目ニ亘ツテ居
ルノデアリマス、其ノ第一點ハ、配付稅ノ
基本國稅ノ增稅等ニ伴フ配付稅割合ノ改正
デアリマスガ、是ハ所得稅及法人稅ヨリス
ル割合改正ト、入場稅及遊興飲食稅ヨリス
ル割合改正トノ二ツデゴザイマス、先ヅ所
得稅割合改正トノ二ツデゴザイマス、先ヅ所

ノ増税ニ伴ヒマシテ、配付税ノ收入ニ變動ヲ來サシメナイコトヲ目標トシテノ改正デアリマス、即チ増税後ニ於キマシテモ、増税前ノ所得税額ト法人税額ヨリスル配付税三億五千九百餘萬圓ト、今回ノ増税案中ノ臨時利得税及臨時租税措置法中ノ改正ニ伴フ、地方税ノ差引減收額一千餘萬圓トノ、合算額三億六千九百餘萬圓ヲ配付税所要額トシテ確保スル爲ニ、現行繰入割合ノ百分ノ十七・三八ヲ百分ノ十二・二二ト改正セムトスルモノデアリマス、次ニ入场税及遊興飲食税ヨリ致シマスル配付税ノ割合ハ、第七十七議會ニ於テ、右二税ノ増税ニ伴フ一應ノ措置ト致シマシテ、機械的ニ割合ノ改正ヲ致シタノデアリマスガ、何分大幅ノ増税デモアリマスノデ、相當消費ノ減少ヲ來スモノトシテ、二税ノ減少ヲ見込ムコトトナリマシタガ、之ニ伴ヒマシテ、配付税繰入額ニ減少ラ來サザルヤウ措置スル必要ガアリマスノデ、先般改正致シマシタ割合百分ノ十五・一八ヲ再び改メマシテ、百分ノ十九・八四ニ引上ガムトスルモノデゴザイマス、次ニ第二點ハ、配付税ノ道府縣分ト市町村分ノ分與割合ノ改正デアリマスガ、昭和十六年度ノ道府縣、市町村ニ於ケル課稅ノ状況等ニ徵シマスルト、尙市町村ノ方ガ概シテ高率ノ賦課ヲ爲スノ已ムヲ得ザル等、財政が相當窮屈ノヤウデアリマスノデ、此ノ際財源ノ一部ヲ市町村ニ移讓スルノ必要ヲ認メマシテ、道府縣百分ノ六十二ヲ六十トシ、市町村百分ノ三十八ヲ四十トシ、割合ニ於テ百分ノ二、配付税額ニ於テ凡ソ一千萬圓ニ近イ程度ノモノヲ道府縣ヨリ市町村ニ移讓セムトスルモノデアリマス、次

ニ第三點ハ、道府縣ノ課稅力ノ算定ニ於テ
控除スル災害土木費負債額ノ割合ノ改正デ
アリマス、現行規定ニ依リマスト、道府縣
ノ課稅力ハ、災害土木費負債額ノ十五分ノ
一ヲ控除シテ計算シ、負債ノ額ニ應ジテ配
付稅ヲ多ク分與スル、コトニナツツ居リマス
ガ、現行ノ程度デハ十分デナイヤウニ認メ
ラレマスノデ、約倍額程度ノ七分ノ一ニ引
上ゲヨウト存ズルノデアリマス、次ニ第四
點ハ、分與額ノ經過的制限ノ程度ヲ緩和ス
ル爲ノ改正デアリマス、現行法ニ依リマス
ト、昭和十九年度迄ハ經過的制限トシテ、
舊稅額ヲ一定ノ遞増率デ割増シタ額ヲ基準
トシテ、此ノ額ニ比シテ改正稅制ニ依ル新
稅額ト配付稅額トノ合算額ガ多クナル時
ハ、一定ノ制限ヲ加ヘテ配付稅ヲ分與スル
コトニナツテ居リマスガ、右一定ノ遞増率ヲ
法律デ決メテアルコトハ實情ニ即セズ、且
不當ナル結果ヲ生ジマスノデ、之ヲ實際ノ
地方稅ノ増加趨勢等ヲ見究メマシテ、規定ス
ルヲ適當ト認メラレマスノデ、此ノ遞増率
ハ法律ニ規定セズ、命令ヲ以テ定ムルコト
ニ致シタイト存ズルノデアリマス、最後ノ
第五點ハ、昭和十七年度配付稅分與額算定
ノ一箇年延期デアリマスガ、明年度分ノ配付稅ヲ本
年度中ニ算定スルコトト致シマスト、未ダ
改正稅制實施後ノ適正ナル稅ノ實績ガ現レ
ニナツテ居リマセヌ爲ニ、非常ニ無理ナ課稅力ニ
降ノ配付稅ハ現行法ニ依リマスト、其ノ前
年度ニ於テ分與額ヲ算定ノ上通達スルコト
ニナツテ居リマスガ、明年度分ノ配付稅ヲ本
年度中ニ算定スルコトニナル虞ガアリマ
スノデ、分與ノ適正ヲ期スル爲ニ算定ヲ一
箇年延期シ、昭和十七年度ニ於テ正シイ課
稅力等ヲ調査シテ分與額ヲ算定スルコトニ

致シタイト存ジマシテ、之ニ伴フ關係條文ノ改正ヲ行ハムトスルモノデゴザイマス、以上地方分與稅法中改正法律案ノ概略ニ付説明致シタ次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御贊成アラムコトヲ希望致シマス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 何カ本案ニ付テ資料ノ御要求ガアレバ、ドウカ御申出ヲ御願ヒシマス

○子爵大河内輝耕君 私ハ必要ニ應ジテ御願ヒシタイト思ヒマスガ、先づ御願ヒシタノハ、大藏省ノ政府委員ハオイデニナリマスカ……直接稅ト間接稅ニ付テ、大體直接稅ガ總額デ幾ラニナリ、間接稅ガ總體デ幾ラニナルカ、此ノ增稅案ニ付テ算定シタノト、現行法ニ依ツテ算定シタノト、兩方示シテ戴キタイ、サウシテ是ハ地方稅ト國稅ト總括シテ御計算ヲ願ヒタイ、ソレカラ何時デモ宜シウゴザイマスガ、成ルベク早イ機會ニ、質問ヲ成ルタケ二重ニナルコトヲ避ケル爲ニ、衆議院デドンナ質問應答ガアッタカ、大體述べテ戴キタイ、ソレダケ御願ヒシテ置キマス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 衆議院ニ於ケル質問應答ノ説明ニ付キマシテハ、大分廣汎ニ瓦ツテ居ルト云フ御話デアリマスカラ、明日此處デ御話ヲ願フコトニ致シタイト思ヒマス、別ニ御質問モオアリニナラナケレバ今日ハ此ノ程度デ止メテ置キマシテ、明朝十時カラ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、是デ散會致シマス

午後三時二十分散會出席者左ノ如シ

委員長 伯爵樺山 愛輔君
副委員長 男爵松岡 均平君

Digitized by srujanika@gmail.com

致シタイト存ジマシテ、之ニ伴フ關係條文
ノ改正ヲ行ハムトスルモノデゴザイマス、
以上地方分與稅法中改正法律案ノ概略ニ付
說明致シタ次第デゴザイマス、何卒御審議
ノ上速カニ御贊成アラムコトヲ希望致シマ
ス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 何カ本案ニ付
テ資料ノ御要求ガアレバ、ドウカ御申出ヲ
御願ヒシマス

○子爵大河内輝耕君 私ハ必要ニ應ジテ御
願ヒシタイト思ヒマスガ、先づ御願ヒシタ
イノハ、大藏省ノ政府委員ハオイデニナリマ
スカ……直接稅ト間接稅ニ付テ、大體直接稅
ガ總額デ幾ラニナリ、間接稅ガ總體デ幾ラ
ニナルカ、此ノ增稅案ニ付テ算定シタノト、
現行法ニ依ツテ算定シタノト、兩方示シテ戴
キタイ、サウシテ是ハ地方稅ト國稅ト總括
シテ御計算ヲ願ヒタイ、ソレカラ何時デモ
宜シウゴザイマスガ、成ルベク早イ機會ニ、
質問ヲ成ルタケニ重ニナルコトヲ避ケル爲
ニ、衆議院テドンナ質問應答ガアッタカ、大
體述べテ戴キタイ、ソレダケ御願ヒシテ置
キマス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 衆議院ニ於ケ
ル質問應答ノ説明ニ付キマシテハ、大分廣
汎ニ亘ツテ居ルト云フ御話デアリマスカラ、
明日此處デ御話ヲ願フコトニ致シタイト思
ヒマス、別ニ御質問モオアリニナラナケレ
ハ今日ハ此ノ程度デ止メテ置キマシテ、明
朝十時カラ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、
是デ散會致シマス

午後三時二十分散會

出席者左ノ如シ

委員長
副委員長
男
伯

委員長
副委員長
男
伯

山櫻輔愛
岡松爵
均平君

委員

公爵島津	忠重君
侯爵大隈	信常君
侯爵井上	三郎君
子爵青木	信光君
關屋貞三郎君	
子爵野村	益三君
子爵大河内輝耕君	
子爵西尾忠方君	
子爵綾小路護君	
平塚	
吉田	
内田	
男爵大森佳一君	
男爵中御門經民君	
三浦新七君	
松村義一君	
堀啓次郎君	
野村徳七君	
下出民義君	
中島德太郎君	
上野喜左衛門君	
男爵古市六三君	

國務大臣

大藏大臣賀屋興宣君	
政府委員	
内務次官湯澤三十男君	
内務省地方局長成田一郎君	
内務書記官小林千秋君	
大藏次官谷口恒二君	
大藏省主税局長松隈秀雄君	
同大藏書記官池田勇人君	
平田敬一郎君	

昭和十七年二月七日印刷

昭和十七年二月八日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局